

国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
： 法人名
()

別表十三(一)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書												
補助金等の名称		1		帳簿適合の場合又はこの場合と異なる場合の戻り金等の特例を要しない場合	圧縮限度超過額 (6)－(12)		13		円			
補助金等を交付した者		2			前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額)×(10)		14					
交付を受けた年月日		3	・		取得価額に算入しない金額 ((6)と(12)のうち少ない金額)+(14)		15					
交付を受けた補助金等の額		4										
交付を受けた資産の価額		5										
帳簿還元を要しないこととした場合(無条件の場合又は)	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額		6		特別勘定に経理した場合(条件付の場合)	特別勘定に経理した金額		16				
	圧縮限度額の計算	(4)のうち返還を要しない又は要しないこととなった金額		7		繰入限度額 (4)のうち条件付の金額		17				
		前償却以前資産に取得を要しないこととなった日における固定資産の帳簿価額		8		繰入限度超過額 (16)－(17)		18				
		固定資産の取得等に要した金額		9		翌期繰越額の計算	当初特別勘定に経理した金額 (繰入事業年度の(16)－(18))		19			
		補助割合 $\frac{(7)}{(9)}$		10			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額		20			
		圧縮限度基礎額 (8)×(10)		11		当期繰越額の計算	返還した金額		21			
		圧縮限度額 (5)、(7)若しくは(11)又は((5)、(7)若しくは(11))－1円)		12			返還を要しないこととなった金額		22			
							(21)及び(22)以外の取崩額		23			
							期末特別勘定残額 (19)－(20)－(21)－(22)－(23)		24			

Ⅱ 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

交付を受けた金銭の額及び資材の価額		25		圧縮限度額の計算	前償却以前資産に取得を要しない場合と異なる場合の戻り金等の特例を要しない場合	(25)の交付を受けた日における固定資産の帳簿価額		31		円		
交付を受けた固定資産の価額		26				負担割合 $\frac{(25)}{(29)}$ (1を超える場合は1)		32				
取得した固定資産の種類		27				圧縮限度基礎額 (31)×(32)		33		円		
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額		28				圧縮限度額 (26)、(30)若しくは(33)又は((26)、(30)若しくは(33))－1円)		34				
						圧縮限度超過額 (28)－(34)		35				
圧縮限度額の計算	固定資産の取得に要した金額		29			前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額)×(32)		36				
	圧縮限度基礎額 ((25)と(29)のうち少ない金額)		30			取得価額に算入しない金額 (28)と(34)のうち少ない金額)+(36)		37				

Ⅲ 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

賦課に基づいて納付された金額		38		圧縮限度額の計算	前償却以前資産に取得を要しない場合と異なる場合の戻り金等の特例を要しない場合	(38)が納付された日における固定資産の帳簿価額		43		円		
取得した固定資産の種類		39				賦課割合 $\frac{(38)}{(41)}$ (1を超える場合は1)		44				
						圧縮限度基礎額 (43)×(44)		45		円		
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額		40				圧縮限度額 (42)若しくは(45)又は((42)若しくは(45))－1円)		46				
圧縮限度額の計算	固定資産の取得等に要した金額		41			圧縮限度超過額 (40)－(46)		47				
						前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額)×(44)		48				
	圧縮限度基礎額 ((38)と(41)のうち少ない金額)		42			取得価額に算入しない金額 (40)と(46)のうち少ない金額)+(48)		49				